

南房総市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

南房総市

【目次】

第1章 計画の基本的な趣旨	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画期間	2
3. 計画の法的根拠	2
4. 計画対象	2
5. 計画の位置づけ	3
6. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 基本理念	5
2. 計画策定における基本的な視点	5
3. 本計画の基本的な考え方	7
第3章 施策展開に向けて	9
1. 南房総市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性	9
2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について	10
(1) 社会環境の変化	10
(2) 幼稚園・保育所(園)の状況	16
(3) 在宅での子育て支援について	17
(4) 一時預かりについて	19
(5) 要保護・発達に支援が必要な子どもについて	20
(6) 放課後児童健全育成事業(学童保育)について	21
3. 施策展開の基本的な考え方	23
(1) 戦略的に取り組むための考え方	23
(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について	25
(3) 教育・保育施設の再編整備及び適正配置の考え方	25
第4章 事業計画の具体的な取り組み	26
1. 子どもの人口の見通し	26
2. 教育・保育提供区域の設定	27
3. 必要見込み量の算定方法について	28
(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要	28
(2) 見込み量の算出方法の概要	29
(3) 必要見込み量の概要	29
4. 就学前子どもの学校教育・保育の見込み量及び確保策について	30
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保策について	34
(1) 延長保育(時間外保育)事業	34
(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育)	34
(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	36

(4) 地域子育て支援拠点事業	37
(5) 一時預かり事業	37
(6) 病児保育事業	40
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）…	41
(8) 利用者支援事業	42
(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	43
(10) 妊婦健診	44
(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	44
(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	45
6. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容	46
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方	46
(2) 質の高い教育・保育の役割とその推進方策	46
(3) 地域の子育て支援の役割とその推進方策	46
(4) 幼稚園及び保育所（園）と小学校との連携の推進方策	47
7. その他に重点を置く施策について	48
(1) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実	48
(2) 児童虐待防止対策の充実	48
(3) 障害児施策等の充実	49
(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進	50
(5) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な 利用の確保に関する事項	50
(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	51
第5章 計画の推進に向けて	52
1. 推進体制の整備	52
(1) 庁内の推進体制	52
(2) 関係機関等との連携	52
2. 計画の進捗状況の点検・評価	52

第1章 計画の基本的な趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成17年度から平成26年度までの「南房総市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育て環境づくりを推進してきました。そして、市として「地域で子育てが支えられるまち」「就業と子育てが両立できるまち」「学びを通じて親子が育つまち」「安全・安心なまち」を施策の基本目標として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

「南房総市次世代育成支援行動計画」に関する施策を推し進めた結果、この10年の間に地域の子育てに関する支援に広がりが出てきました。例えば、子育て支援センターの設置によって地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。児童虐待の防止に関しても、南房総市要保護児童対策地域協議会の設置などを行ってきました。子どもの健やかな成長と発達の支援に関しては、子どもの発達障害に関する相談の強化、特別支援教育の推進などを図ってきました。

国においては、少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」^①が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。子ども・子育て支援法においては、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることが規定されています。

この間、「南房総市次世代育成支援行動計画」によってサービスに広がりが見られるようになったものの少子化は進行し、増加する児童虐待、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境に変化が見られます。

国の動向や子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また新たな市民のニーズに十分に答えていくために、教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関することと、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを本計画において策定します。

① 3つの法をあわせて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間です。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。

市町村は、子ども・子育て支援法の第61条第1項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わなければならないこととされています。

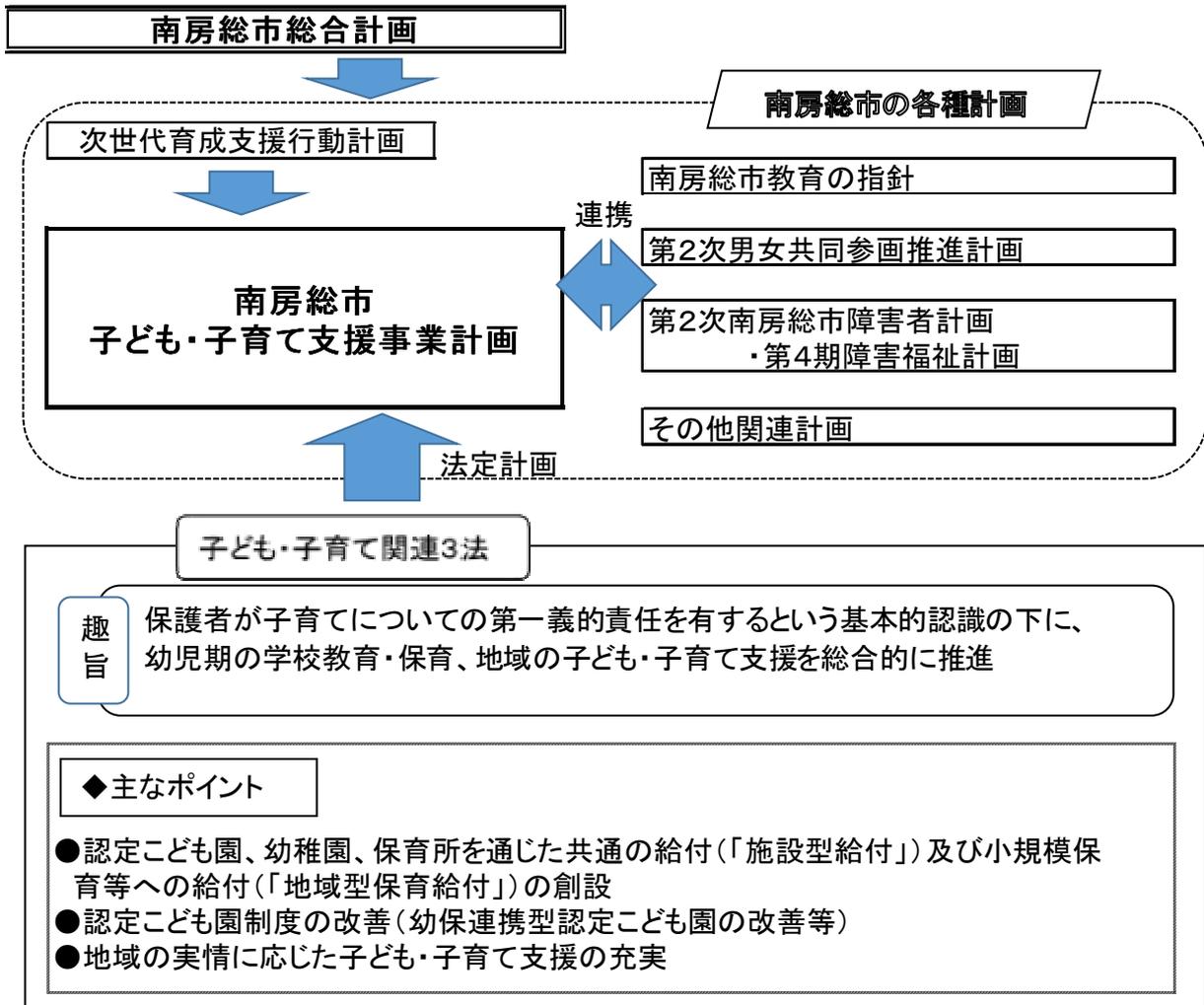
4. 計画対象

南房総市に在住する妊婦・12歳未満の子ども及び子どもを養育している方のすべてを対象とします。

5. 計画の位置づけ

南房総市総合計画を最上位の計画とし、南房総市次世代育成支援行動計画を本計画の理念部分を扱う上位計画と位置づけます。

その他市の関連計画との整合性に留意して策定します。



6. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本計画の策定の先立ち、子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前の子ども、小学校児童のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て支援新制度に関する基礎資料を作成すると共に、アンケート結果は本計画に反映させることとします。

これ以降、本文中の表記として「アンケート調査」を用いています。

① アンケート調査概要

- 調査地域：南房総市全域
- 調査対象者：(1) 市立幼稚園に在籍する幼児の保護者
(2) 市立小学校に在籍する小学1～3年生の児童の保護者
(3) 本市に住所を有する4～5歳児で民間認可保育所に在籍する乳幼児の保護者
(4) 4歳未満児のみの子どものいる世帯の保護者
- 抽出方法：調査対象者(1)・(2)・(3)……全児童の保護者に配布
調査対象者(4)……住民基本台帳による無作為抽出
- 調査期間：平成26年1月17日～平成26年2月10日
- 調査方法：調査対象者(1)・(2)……幼稚園又は小学校を通じて配布・回収
調査対象者(3)・(4)……郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
4歳未満児のみの子どものいる世帯の保護者及び4～5歳児で民間認可保育所に在籍する子どもの保護者	130	57	43.8%
小学生・幼稚園に在籍する幼児・児童の保護者	1,041	943	90.6%
合計	1,171	1,000	85.4%

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

【 基本理念の継承 】

『子どもの笑顔と活力があふれるまち』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもが健やかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

これまで「南房総市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継ぎながら、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、子育てにやさしいまちとしての発展と、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指します。

2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

本市では、次のような視点のもとで発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を目指します。

(1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

(2) 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて定められた「子どもの貧困対策に関する大綱」においても貧困の連鎖を防止するための施策の拡充が求められています。障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取り組みを推進することが必要です。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の南房総市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいま

す。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長の過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要となります。

3. 本計画の基本的な考え方

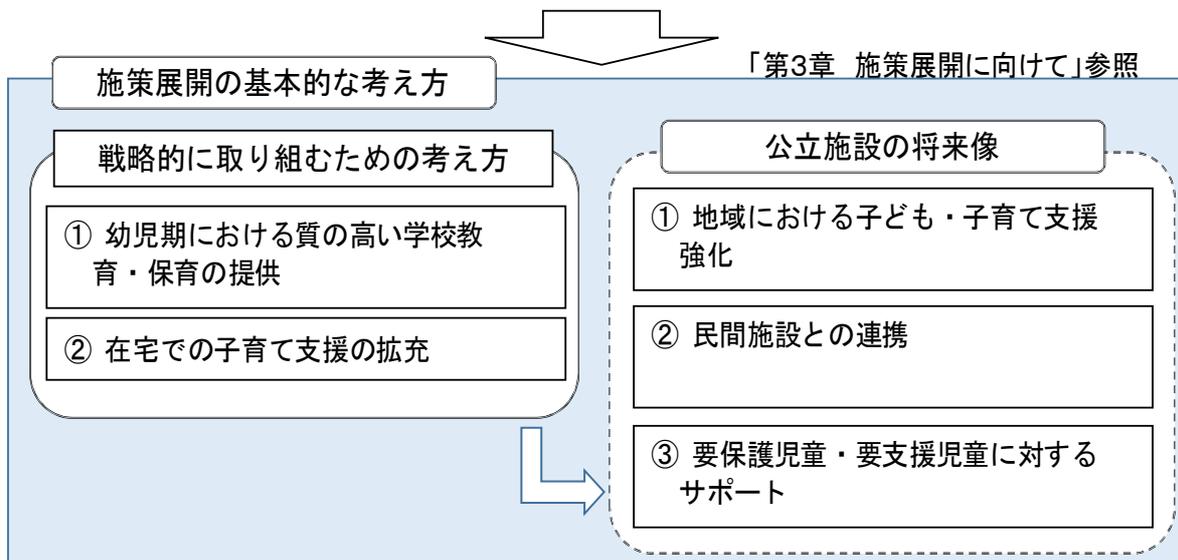
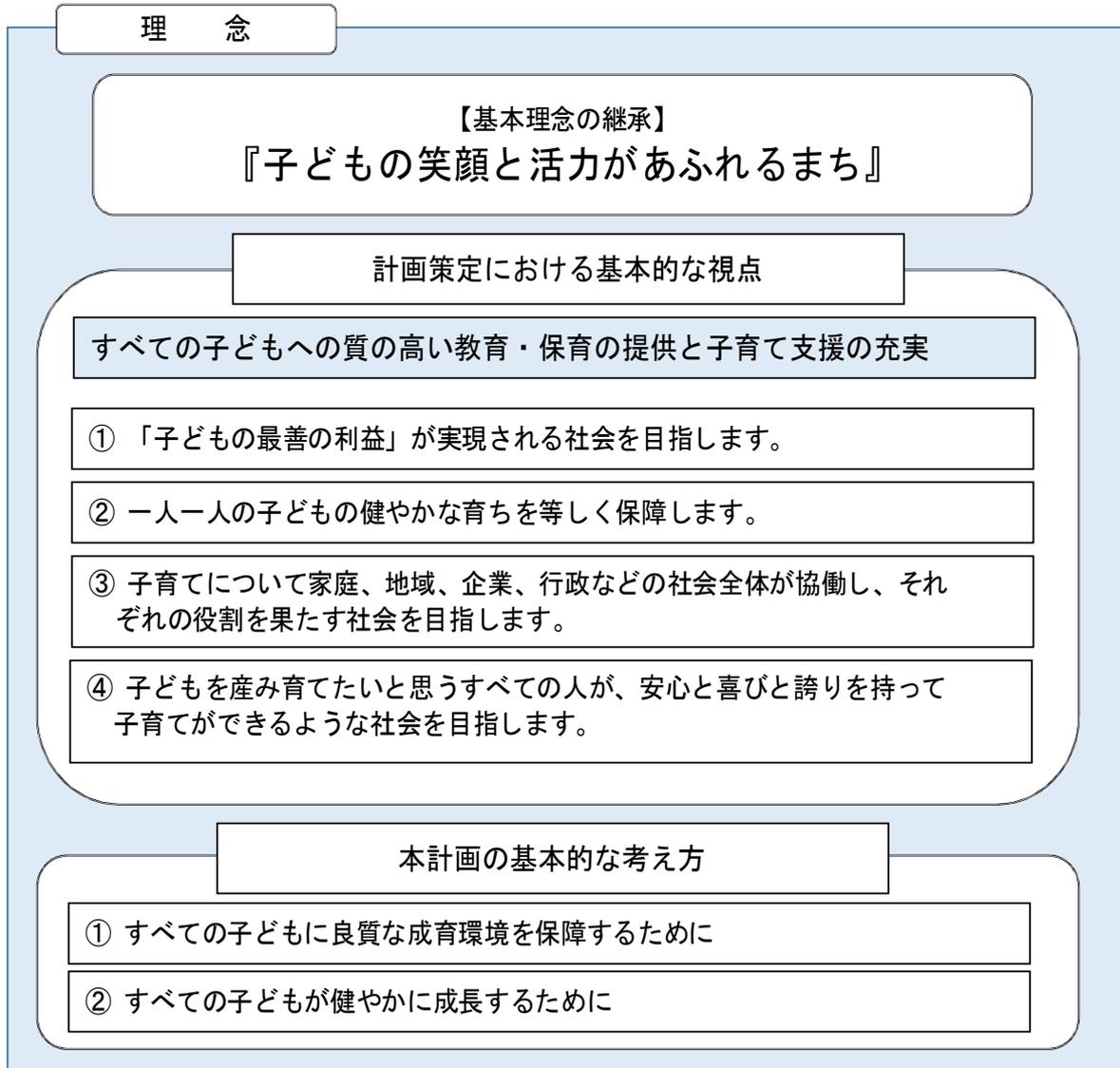
(1) すべての子どもに良質な成育環境を保障するために

市は、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

(2) すべての子どもが健やかに成長するために

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものです。

計画の考え方



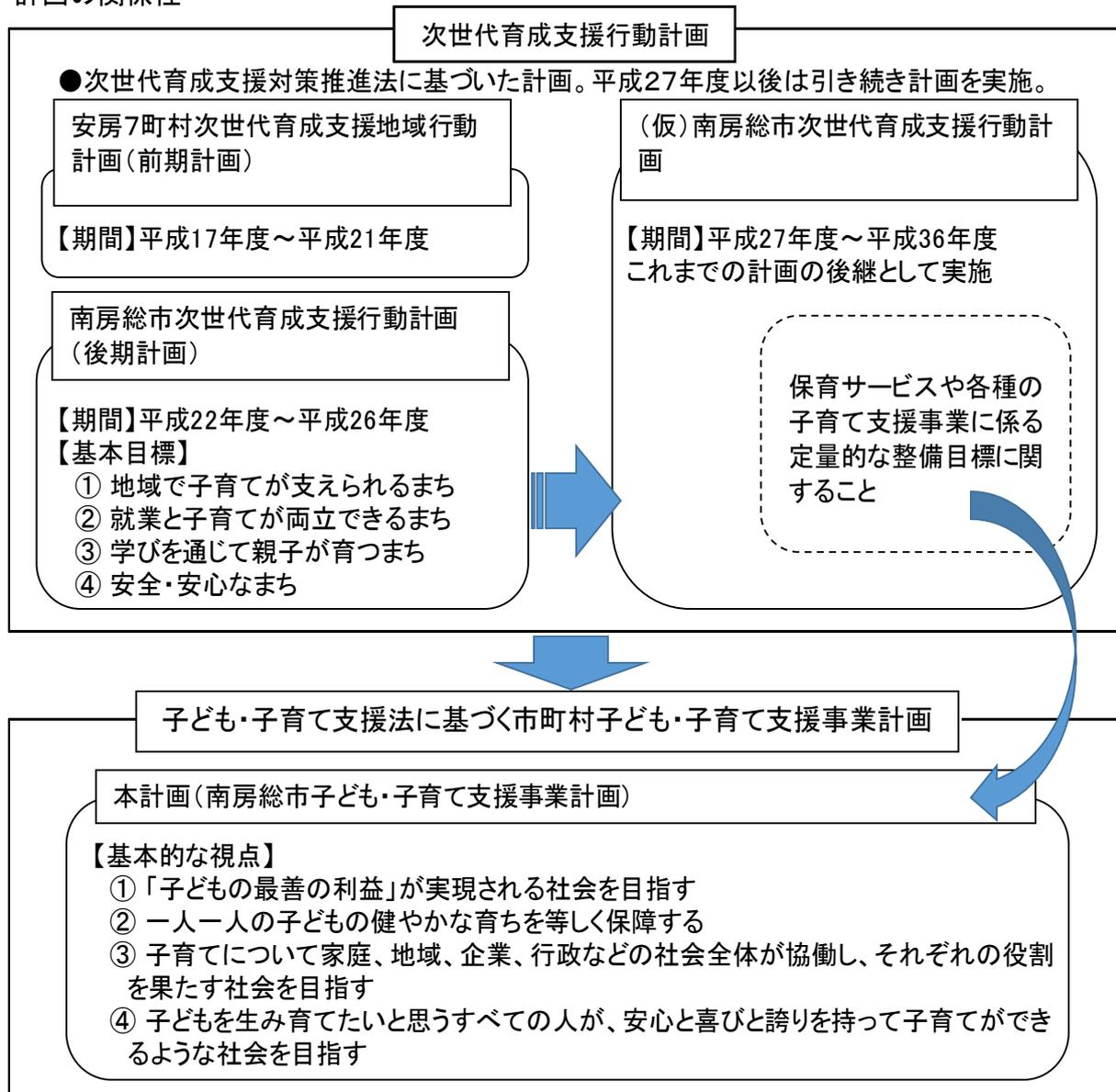
第3章 施策展開に向けて

1. 南房総市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性

これまでは南房総市次世代育成支援行動計画の施策の1つとして子育て支援への対応を進めてきました。

本計画では、上記の次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら、保育サービスや各種の子育て支援事業に係る定量的な整備目標等を含めた方策を定めています。

計画の関係性



2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

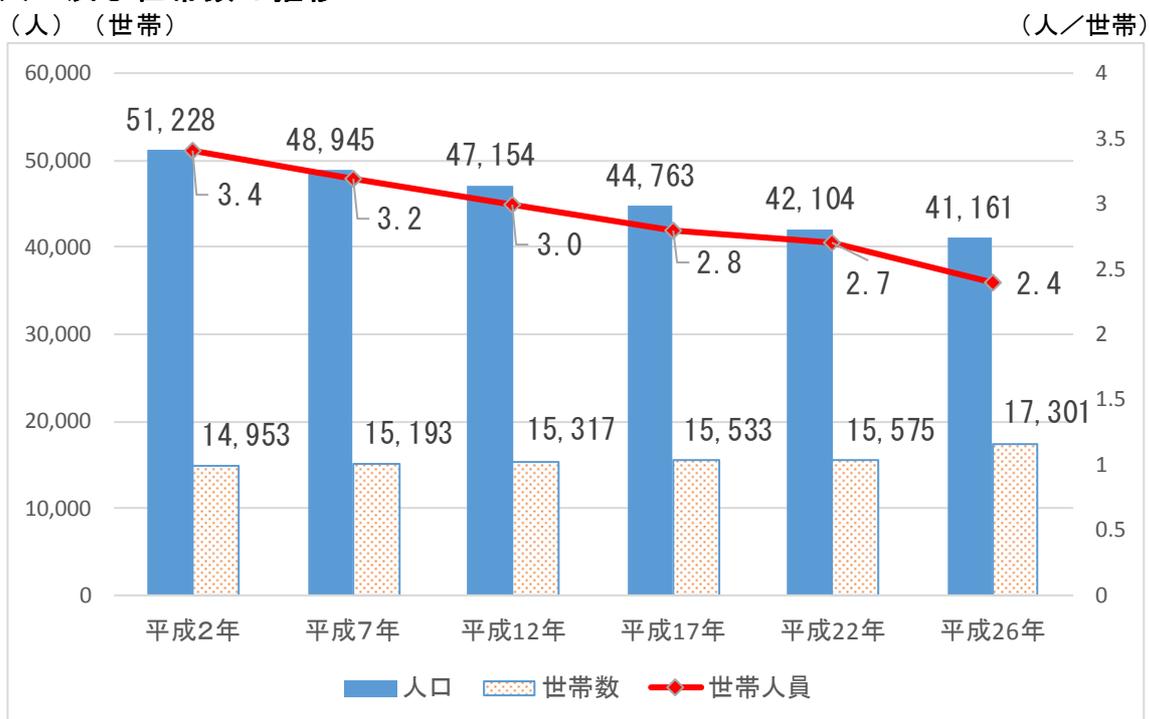
(1) 社会環境の変化

① 人口減少・少子高齢化・核家族化

● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成26年の住民基本台帳によると、南房総市の人口は41,161人、世帯数は17,301世帯、1世帯当たりの人員数は2.4人となっており、平成2年と比べると人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

人口及び世帯数の推移

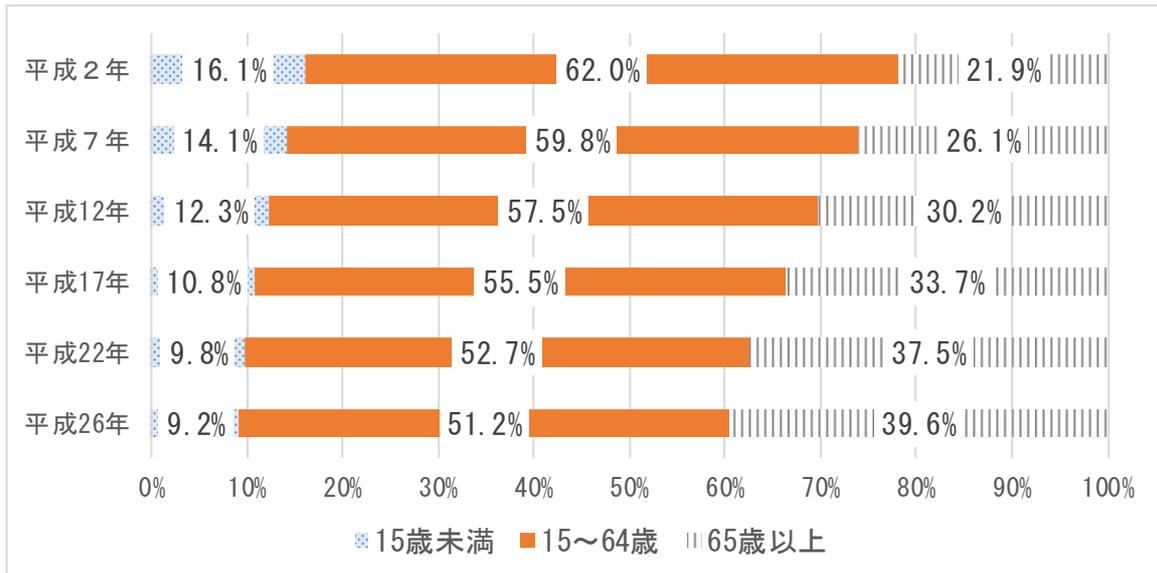


資料：H2～H22は国勢調査
H26は住民基本台帳（10月1日現在）

● 「0～14歳」と「15～64歳」の割合が減少し、「65歳以上」の割合は増加傾向

年齢区分別の人口割合をみると、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は平成2年（16.1%、62.0%）から減少し、平成26年にはそれぞれ9.2%と51.2%となっています。一方、「65歳以上」の割合は平成2年の21.9%から増加し、平成26年には39.6%となっています。

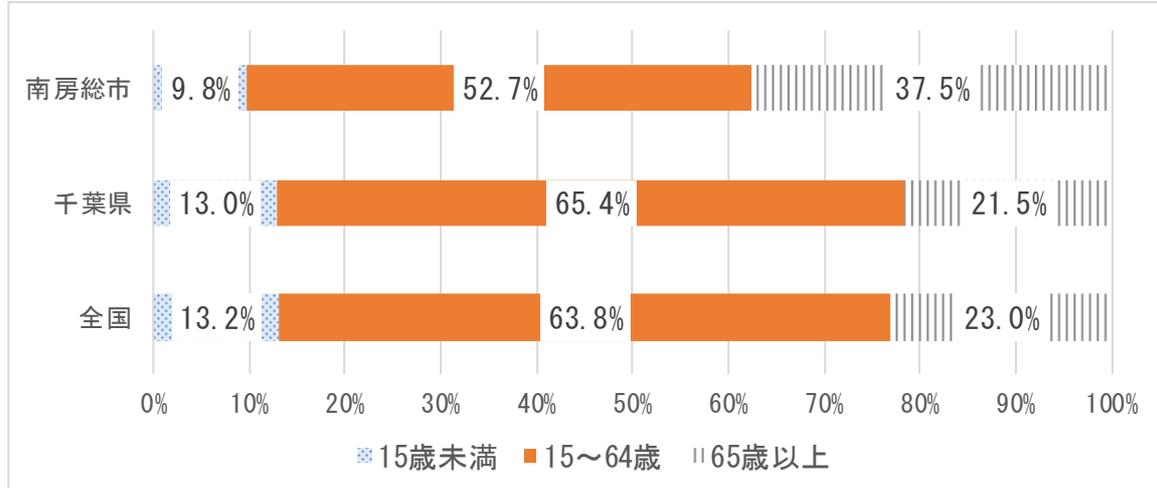
年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（H26は住民基本台帳（H26.4.1現在））

千葉県や国と比べて本市では「65歳以上」の割合が高く、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は低くなっています。

年齢3区分別人口割合の比較（平成22年）

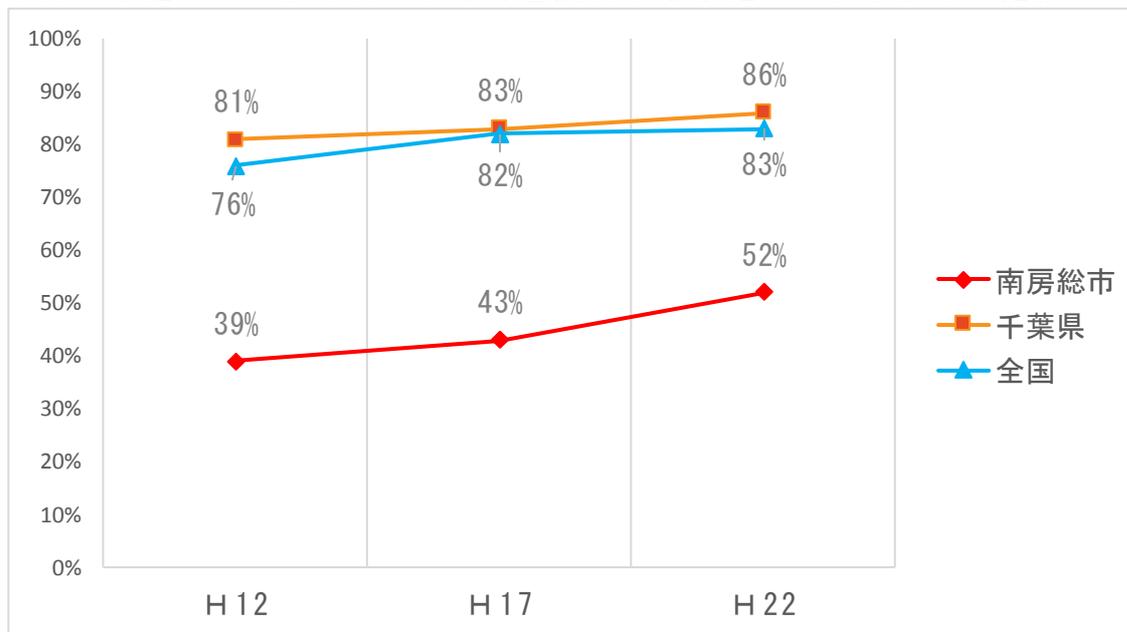


資料：国勢調査

●子育て家庭の核家族化が進行

子育て家庭の核家族化（平成22年 南房総市52%、千葉県86%、全国83%）や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。

子育て家庭（18歳未満の子どもを養育する家庭）の核家族率の推移



資料：国勢調査

●ひとり親家庭は増加傾向

18歳未満の子どもを養育する家庭のうちで、ひとり親家庭の推移をみると、母子世帯は平成12年の94世帯から平成22年には115世帯となっています。父子世帯は平成12年の18世帯から平成22年には24世帯となっています。

ひとり親家庭（18歳未満の子どもを養育する家庭）の推移

（単位：世帯）

	平成12年	平成17年	平成22年
母子世帯	94	100	115
父子世帯	18	15	24

資料：国勢調査

●出生数の減少

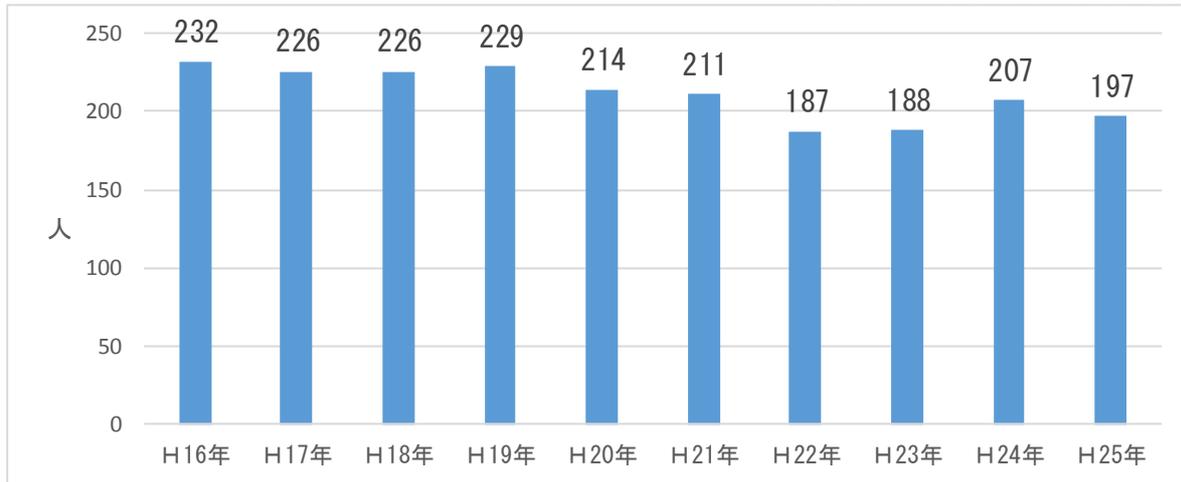
出生数の推移をみると、出生数は年々減少傾向にあり、平成25年には197人となっています。

出生数の推移（暦年）

（単位：人）

H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
232	226	226	229	214	211	187	188	207	197

資料：千葉県人口動態統計



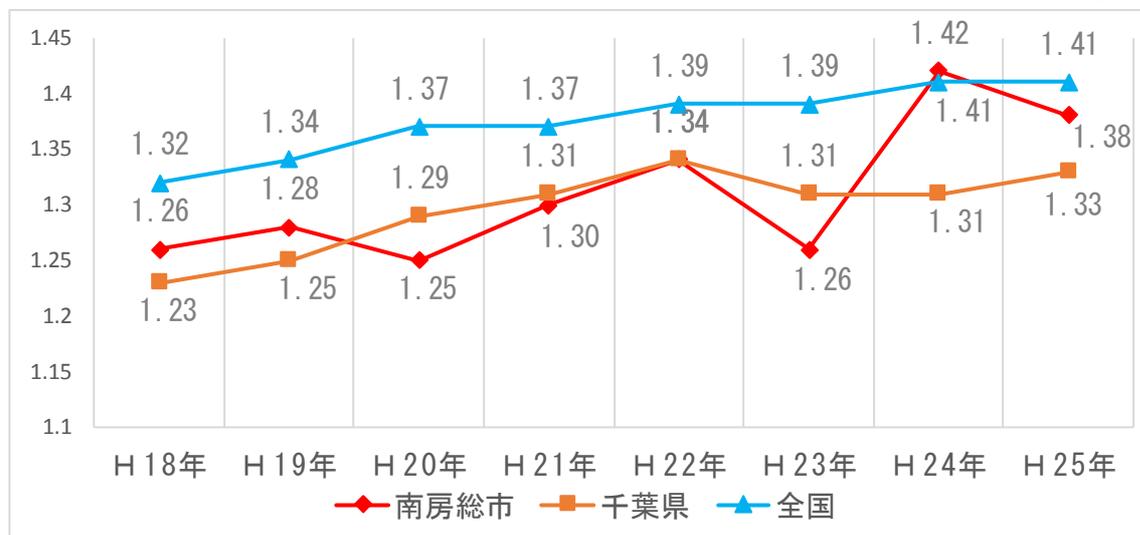
●合計特殊出生率の減少

女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率の推移をみると、本市では平成23年に全国、千葉県を下回る減少があったものの、平成25年には1.38となっています。千葉県平均より上回ってはいるものの、全国よりも割合は低くなっており、依然として少子化が続いているといえます。

合計特殊出生率の推移（暦年）

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
南房総市	1.26	1.28	1.25	1.30	1.34	1.26	1.42	1.38
千葉県	1.23	1.25	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33
全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.41

資料：千葉県人口動態統計



② 就労について

●母親の就労状況

アンケート調査により母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせ76.8%と多く、子育て中の母親が就労している家庭が多い状況が見受けられます。

母親の就労状況

	回答数	構成比
フルタイムで就労している (産休・育休・介護休業中含む)	395	39.5%
パート・アルバイト等で就労している (産休・育休・介護休業中含む)	373	37.3%
以前は就労していたが、現在は就労していない	171	17.1%
これまでに就労したことがない	19	1.9%
不明	42	4.2%
合計	1,000	100%

資料：南房総市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

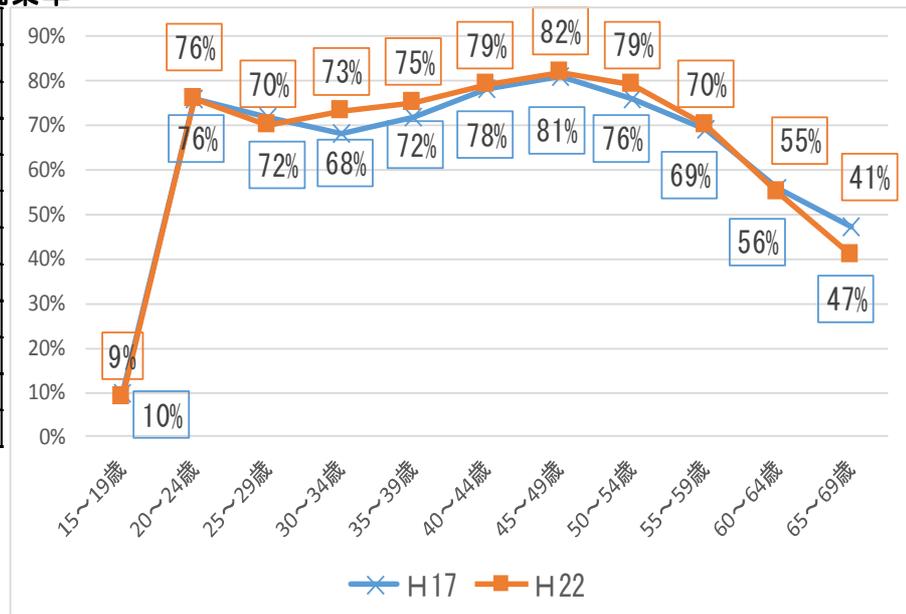
●女性の就業率が上昇し、底の浅い緩やかなM字型

平成17年と平成22年の女性の年齢階級別就業率（就労人口／階級別総人口）をみると、いわゆるM字型のカーブを描いていますが、このカーブをみると就業率の高い20～59歳の間において、一番の底（女性の就業率が最も低いのは平成17年では30～34歳であるのに対して平成22年では25～29歳と年齢層が下がっています。また平成17年に対して平成22年は底が浅くなっており、子育て世代と見られる女性の就業率は上昇傾向にあることがうかがえます。

女性の年齢階級別就業率

	H17	H22
15～19歳	10%	9%
20～24歳	76%	76%
25～29歳	72%	70%
30～34歳	68%	73%
35～39歳	72%	75%
40～44歳	78%	79%
45～49歳	81%	82%
50～54歳	76%	79%
55～59歳	69%	70%
60～64歳	56%	55%
65～69歳	47%	41%

資料：国勢調査



③ 子どもの人数の状況

小学6年生以下（0～11歳）の子どもの人数は、平成26年4月1日現在2,929人です。このうち、就学前子どもの数は1,279人、小学生児童数は1,650人となっています。小学6年生以下の子どもの人数は、平成18年から平成26年にかけて721人減少しています。

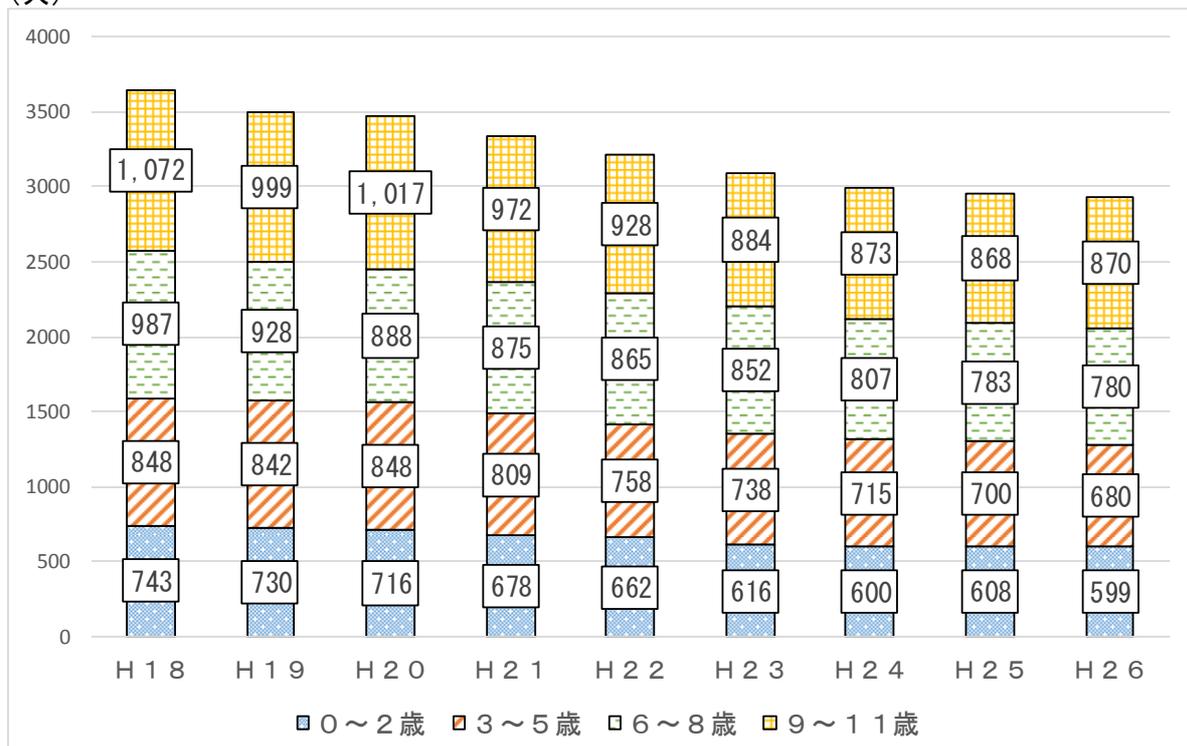
子ども人口の推移

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
就学前子ども人口									
0歳	236	222	223	217	205	187	185	200	181
1歳	245	253	234	232	220	209	205	193	214
2歳	262	255	259	229	237	220	210	215	204
3歳	291	273	265	261	233	244	226	211	223
4歳	270	298	281	266	259	234	251	236	222
5歳	287	271	302	282	266	260	238	253	235
計	1,591	1,572	1,564	1,487	1,420	1,354	1,315	1,308	1,279
小学校児童人口									
6歳	311	288	277	298	280	267	256	245	262
7歳	330	311	299	280	304	280	268	264	252
8歳	346	329	312	297	281	305	283	274	266
9歳	348	337	330	312	292	284	301	284	279
10歳	315	348	338	325	310	293	280	305	283
11歳	409	314	349	335	326	307	292	279	308
計	2,059	1,927	1,905	1,847	1,793	1,736	1,680	1,651	1,650
小学校以下子ども人口									
	3,650	3,499	3,469	3,334	3,213	3,090	2,995	2,959	2,929

資料：住民基本台帳

(人)



(2) 幼稚園・保育所(園)の状況

平成26年4月現在、市内には、幼稚園が9園(すべて公立幼稚園、定員1,085人)、保育所(園)が10園(公立保育所6園、私立保育園4園、定員540人)あり、809人の子どもが在籍しています。幼稚園については、入園者数が年々減少傾向にあります。子どもの数が減少する中であって、保育所(園)の入所数は増加傾向にあります。

保育所(園)入所者数 各年4月1日現在 (単位:人)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
0歳児	24	24	16	27	32
1歳児	54	83	80	79	83
2歳児	82	84	96	102	97
3歳児	116	106	112	108	135
4歳児	21	25	22	30	23
5歳児	32	15	28	21	28
合計	329	337	354	367	398

※管外受託含む

資料：南房総市子ども教育課

幼稚園入園者数 各年5月1日現在 (単位:人)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
4歳児	237	209	225	209	199
5歳児	232	242	208	234	212
合計	469	451	433	443	411

※区域外就園含む

資料：南房総市子ども教育課

●幼稚園が実施する預かり保育について

南房総市では、小学校に入学する前には幼稚園教育を受けさせたいという保護者意識が強く、保育を必要とする子どもにおいて、3歳までは保育所に入所していても4歳になると9割以上の子どもが幼稚園に入園する状況があります。このことから公立の幼稚園では預かり保育を実施し、通常の幼稚園教育以外の保育についてニーズの多様化に対応してきました。

幼稚園での預かり保育の実施箇所数をみると、平成23年度の1箇所から増加し平成26年度には4箇所となっています。

幼稚園の預かり保育の推移

(単位:人・箇所)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
延利用者数			48,480	52,800
箇所数	1	1	4	4

資料：南房総市子ども教育課

(3) 在宅での子育て支援について

0歳から2歳児のうち、在宅で子育てをしている人が65%（599人中387人）となっています。

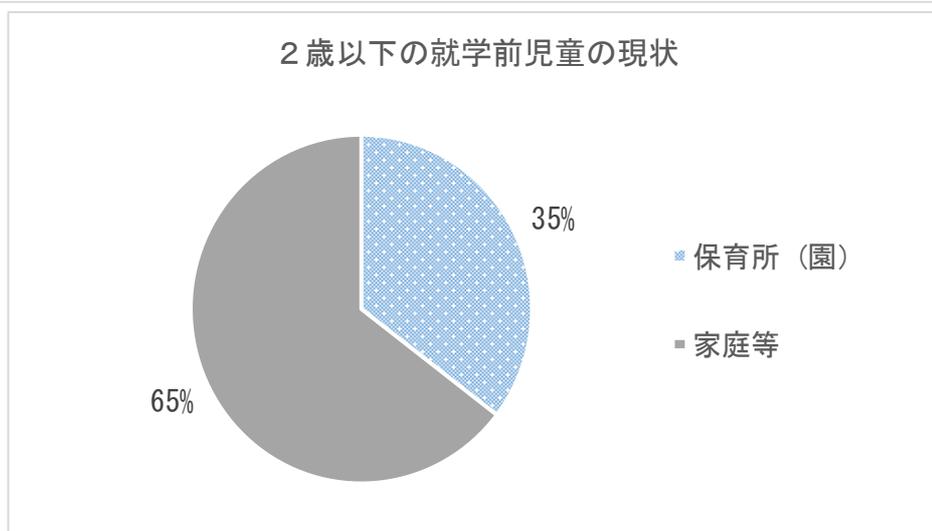
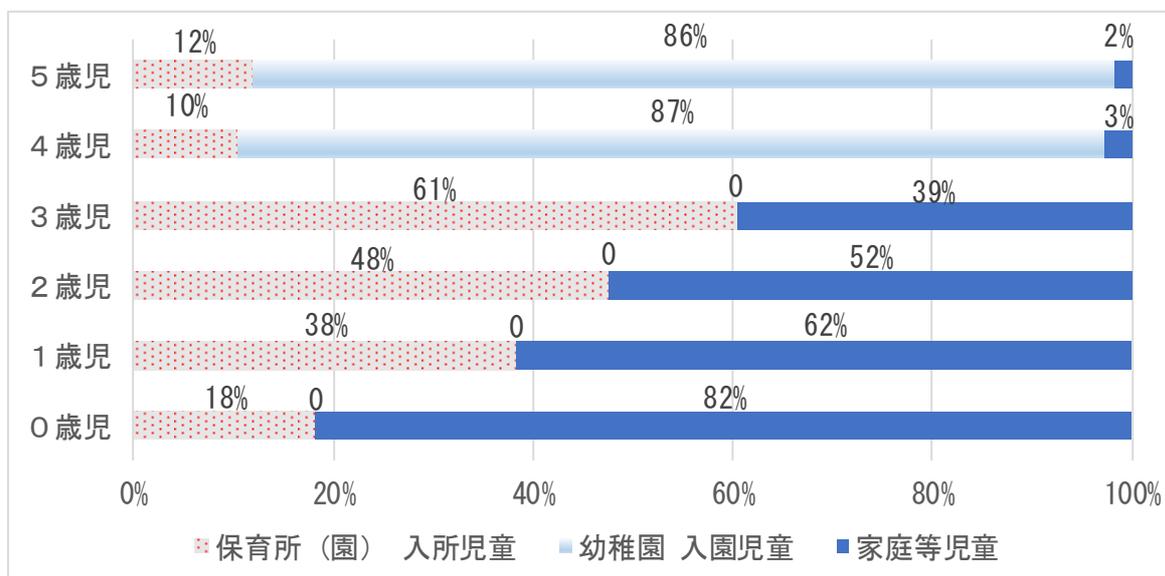
家庭で子育てをしている子どもの現状

(単位：人)

	就学前 子ども数 A	保育所（園） 入所数 B	幼稚園 入園数 C	計 D = B + C	家庭等児童数 A - D
0歳児	181	33	—	33	148
1歳児	214	82	—	82	132
2歳児	204	97	—	97	107
3歳児	223	135	—	135	88
4歳児	222	23	193	216	6
5歳児	235	28	203	231	4
合計	1,279	398	396	794	485

H26.4.1現在

資料：子ども教育課



このような在宅での子育てについて、地域の中で支える取り組みとしては、子育て中の親子が集える場所（にここ広場、幼稚園・保育所（園）の園庭開放等）の充実や地域子育て支援センターの開設、こんには赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施に努めてきました。そして、公立や私立に関わらず、幼稚園と保育所（園）において数多くの子育て支援の取り組みが行われています。

市が果たす役割としても、公立の保育所・幼稚園の直接的な運営だけではなく、地域の子育て支援へと拡大を続けてきました。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターは平成21年度に開設しています。地域全体で子育てを支援する基盤作りのため、子育て支援センターや公立保育所・民間保育園が中心になり、親子が気軽に集い交流できる場や園庭開放や子育て・育児・発達上の不安や悩み等に対して、相談や助言を行うなど、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行ってきました。

公立幼稚園においても預かり保育または体験入園等、地域、家庭との連携のもと、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を担ってきました。

しかしながら、アンケート調査の結果から就学前の子どもがいる家庭で保育所（園）・幼稚園を利用していない人のうちで、地域子育て支援拠点事業の利用状況を見ると、0歳児から3歳児のうち、利用していない人が6割以上もいるといった状況があります。「利用していない」という回答が多い要因としては必要なタイミングで適切な情報が提供されていないことや、近隣に拠点となるような施設が少ないことが課題と考えられます。

在宅児の年齢別子育て支援センターの利用状況

	利用している	利用していない	不明・無回答	計
0歳	13	42	2	57
	22.8%	73.7%	3.5%	100%
1歳	14	22	0	36
	38.9%	61.1%	0.0%	100%
2歳	12	17	0	29
	41.4%	58.6%	0.0%	100%
3歳	18	15	0	33
	54.5%	45.5%	0.0%	100%
合計	57	96	2	155
	36.8%	61.9%	1.3%	100%

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査

このような在宅で子育てをしている家庭の子育て支援の充実に向けて、地域子育て支援センター等を利用したいと思ってもらえるような情報提供の工夫や、親子で交流できる居場所づくりの充実、相談支援の強化、家庭訪問など積極的な働きかけなどが必要となっています。また、公的な支援だけではなく地域主体の取り組みの充実もさらに重要となっています。

(4) 一時預かりについて

公立保育所の一時預かりサービスの利用状況をみると、利用者数は平成22年度から平成23年度にかけて一旦減少しましたが、平成24年度から増加傾向にあります。

アンケート調査の結果から、私用等によって不定期に利用する事業の状況をみると、就学前の子どものいる家庭のうち、一時預かり事業を利用したい人は43.5%で実際に利用している人(3.0%)を大きく上回っています。このように、ニーズはあるものの実際の利用者数はニーズより少ない状況が認められます。

南房総市の公立保育所で実施している一時預かりは、保育士定数または施設の入所可能な範囲内で受け入れる余裕活用型で実施しており、保育士の確保が困難な状況から、一時預かりの利用がしにくいといった状況がここ数年続いています。

また、一時預かりの利用が少ないことの要因としては、質の担保や体制確保を図るために、当事者の事前の申し込みが必要となっており、緊急時には利用が困難であるという課題が考えられます。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が考えられます。

公立保育所の一時預かりサービスの利用者数

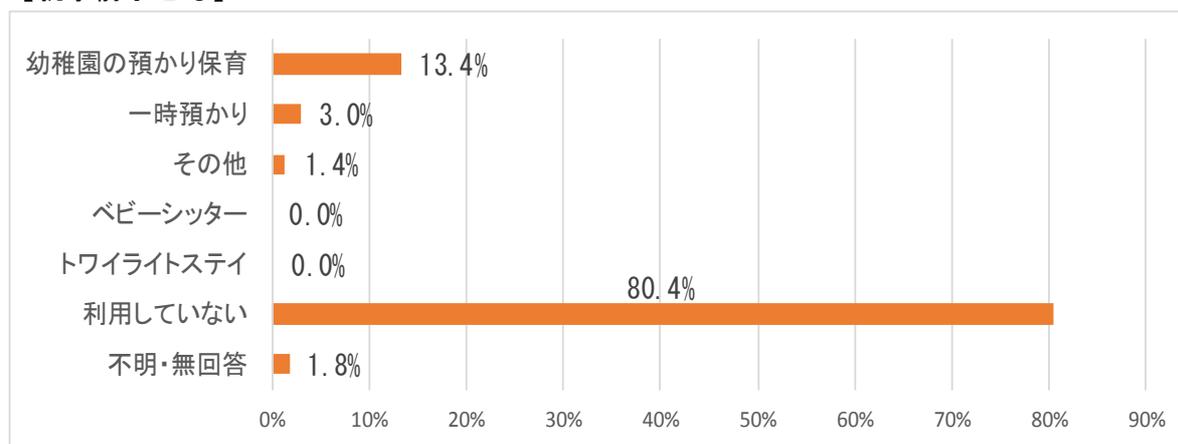
(単位：人)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
延利用者数	248	117	197	197

資料：子ども教育課

私用等で不定期に利用している事業〈複数回答〉

【就学前子ども】



私用等による不定期の一時預かり事業の利用意向

【就学前子ども】

	回答数	構成比
利用したい	363	43.5%
利用する必要はない	407	48.8%
不明・無回答	64	7.7%
合計	834	100%

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査

一時預かり	在宅で保育を行っている就学前の子どもで、保護者の傷病・入院・看護等の事由により、一時的に児童を保育所で受け入れる事業
-------	--

(5) 要保護・発達に支援が必要な子どもについて

① 児童虐待防止対策について

市が対応した家庭児童相談件数は、平成25年度は26件となっており、このうち虐待相談は17件となっています。児童虐待に対する認知度が高まったことにより虐待ケースが顕在化し、虐待に関する相談件数の増加や虐待を認知する人が増加している傾向にあります。

虐待発生の予防では、妊娠期からの母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが重要です。本市では、母子健康手帳の交付や新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などにより、早期に状況を把握し、子育て支援センター等の利用につなげるよう支援しています。

また、虐待を防止、発見、対応していくためには、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、本市では南房総市要保護児童対策地域協議会を設置し、各機関が役割分担のもとで、定期的な連絡会議等において、家庭、児童に関する情報を共有しています。併せて福祉、保健、教育の各機関において虐待の早期発見・早期支援に努めています。

このように本市では各機関の連携によって、早期発見体制の充実と適切な支援につなげるためのネットワークづくりに努めてきましたが、虐待相談件数の増加に見られるように虐待への不安を抱える家庭が増加傾向にある中で、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期支援と必要な支援へとつなげるための体制の拡充等が課題となっています。

本市が対応した児童虐待の相談実件数の推移

(単位：件)

	家庭児童相談受付件数	
		うち虐待相談受付件数
平成21年度	20	11
平成22年度	18	15
平成23年度	27	19
平成24年度	42	35
平成25年度	26	17

※対象児童：0歳～18歳

資料：子ども教育課

② 障害児支援について

乳幼児健診などを契機とする場合や、各種機関への相談による場合もしくは保育所（園）・幼稚園・学校等の日常生活の場での気づきから障害がわかる場合などがあります。このような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めてきました。

そして、支援を必要とする子どもたちへの早期療育に向けては、成長段階に応じて切れ目ない支援を行っていくために、乳幼児健診後、関係機関の連携のもとで、子育て支援センターを拠点に、相談や指導、専門機関の紹介などを行っています。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童デイサービス事業や日中一時支援などを展開しています。

また、保育所、幼稚園、小学校では可能な限り障害のある子どもや発達に遅れのある子どもを受け入れ、一人一人に「個別の支援計画」を作成し、教育・指導や生活支援などに取り組んでいます。各保育所、幼稚園、小学校では特別支援教育コーディネーターを配置し、発達に支援が必要な園児、児童が円滑に生活を送ることができるよう専門機関との連携の中で専門的知識を持った者による発達障害のある子どもに対する巡回相談、教育委員会との連携による特別支援教育相談員派遣業務などを行っています。また、特別支援教育の効果的な推進に向け教職員の研修を定期的実施しています。

障害児への地域での生活支援では、きめ細かな相談体制や先に述べたような福祉サービスが必要であり、引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携が必要となっています。現状ではサービスの総量不足や児童発達支援センターなどの拠点となる施設がないなどが課題になっており、障害児の発達段階に応じた適切な支援を行うためのさらなる体制づくりと施設整備をより一層推進する必要があります。

（6）放課後児童健全育成事業（学童保育）について

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、小学校低学年（1年生から3年生）を対象とし、保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的としています。子ども・子育て支援新制度の開始により、児童福祉法の規定により「おおむね10歳未満」とされていた学童保育の対象が「小学校に就学している児童」というように対象が明確化されました。

学童保育の利用状況は、年々増加傾向にあり、平成26年度の利用者数は265人となっています。

学童保育のニーズに関しては、現在利用している人で高学年まで利用したい人は67%となっています。利用児童の対象の拡大もされた中、年次的な施設整備が課題となっています。

学童保育利用者数の推移

(単位：人・箇所)

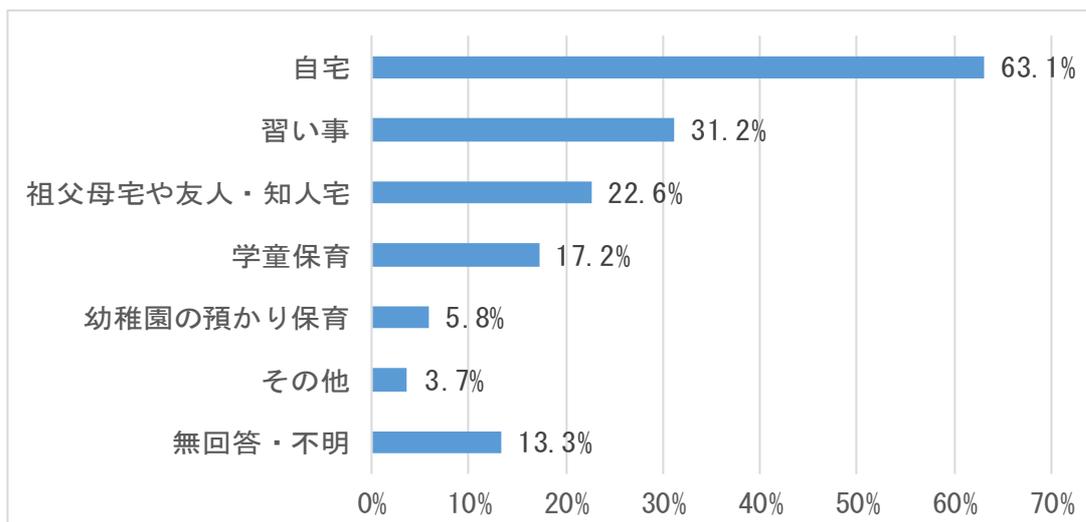
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
利用者数	151	108	167	251	265
箇所数	8	8	8	8	8

※夏休み等の長期休業時のみ利用の児童も含む

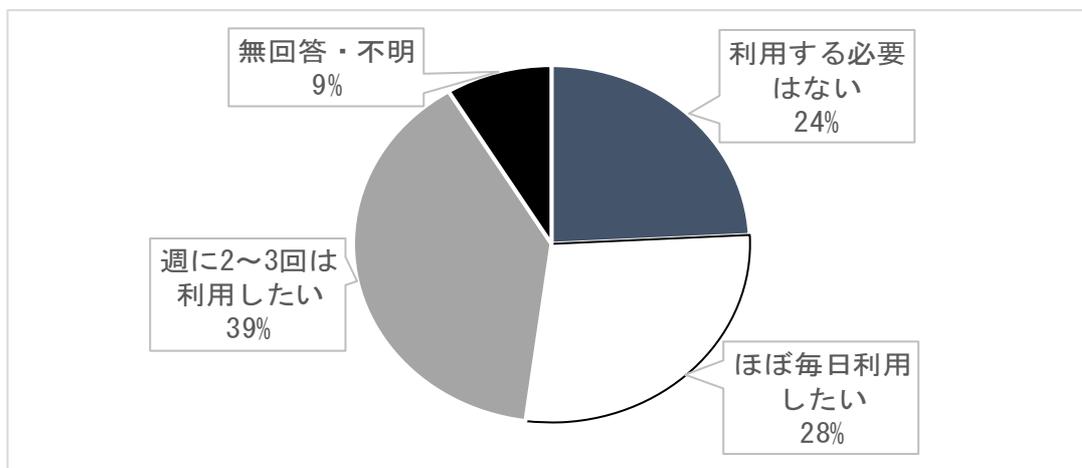
資料：子ども教育課

また、次代を担う人材を育成する観点から、全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、放課後等に全ての子どもたちを対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子供教室」を推進していく必要があります。その際、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体的又は連携した実施について検討する必要があります。

平日の幼稚園・小学校等の終了後の時間の過ごし方 【5歳～小学3年生】現在の過ごし方〈複数回答〉



学童保育を利用している人の小学校高学年での利用意向

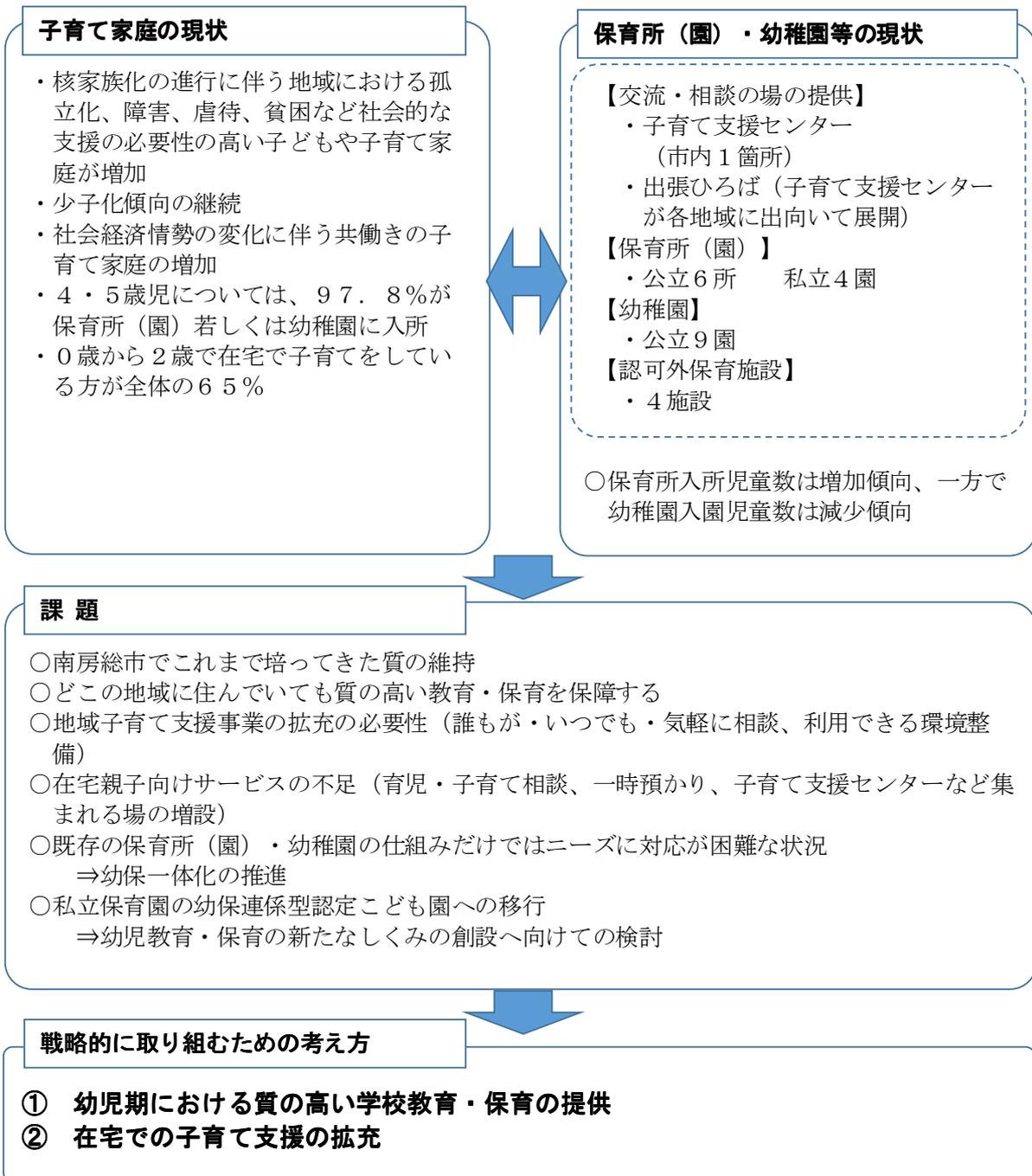


資料：南房総市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

3. 施策展開の基本的考え方

(1) 戦略的に取り組むための考え方

地域での様々な子育て支援を充実していく中で、より具体的な課題に対応するために、戦略的に取り組む施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「在宅での子育て支援」を設定し、施策を推進していくこととします。



① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎を培う重要な時期であるといえます。就学前の子ども人口が減少している中で、幼児期に培わなければならない「豊かな心」、「健やかな身体」をつくるための適正な規模の子ども集団を確保できる環境整備を行う必要があります。また、各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

このように幼児期の教育・保育の場に関する課題に対して、子どもの発達を踏まえた一貫性のある、より質の高い、安定的な供給体制を確保していく必要があります。

子ども・子育て関連3法による新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を促進するために、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園制度」の改善が目指され、施設型給付による財政支援の強化や、幼保連携型認定こども園の設置手続きの簡素化などが図られています。

本市が取り組んでいる幼保一体化の推進は、就学前の子どもに係る保育・教育を一体のものとして捉え、一貫した体制のもとで提供するものであり実質、「認定こども園」の機能を備えたものです。また本市では、就学前の子どもに係る保育・教育及び子育て支援における業務を一元化し、教育委員会に所管させる組織機構の改革も行っています。教育委員会は幼児教育はもとより、公立小学校・中学校における学校教育を所管し、教育についての専門性を有している組織であり、この専門性を活かし、さらに質の高い幼児期の学校教育・保育を提供するための取り組みの充実を図っていきます。

② 在宅での子育て支援の拡充

子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による子ども人口の減少、障害、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い家庭の増加によって、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化・負担感が高まっている状況にあります。これまで在宅での子育てに関して地域における支援を充実してきましたが、それでもなお在宅での子育て支援等に課題が見受けられます。また公的なサービスや地域住民とのつながりを持とうとされない場合には、その手立てには十分な配慮が必要となってきました。今後は、いかに地域の子育て家庭の交流を促していくのか、また、子どもを一時的に預かる場所の確保や必要な支援へとどのようにつなげていくのかといった、情報提供・拠点・預かりの機能拡充が課題となっています。

このような状況を受けて、必要な子育て支援の情報をいつでも手に入れられるように、子育てに関するポータルサイトの構築やSNSなどインターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行うことにより情報提供・相談機能の充実を図ります。また教育・保育の事業の拡充に伴って、人材の確保が必要となることから、保育士の資格を保有しながら活用できていない人材の掘り起こし等を図ります。さらに地域で子育てを安心して行えるように、いつでも・誰でも・自由に・気軽に集まり、交流できる居場所づくりの強化や緊急・

一時的な預かりの充実などに取り組みます。

これまで本市の幼稚園や保育所（園）が取り組んできた実績を生かしながら、在宅での子育て支援においても、さらに質を向上できるように努めます。

（２）公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について

前述した主な課題などを受けて、公の果たす役割として３つの柱を基本とします。この３つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像の考え方

① 地域における子ども・子育て支援機能の強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ（公的支援）を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設を地域における子育て支援の中核施設として位置づけ、その役割を果たすことでより充実した支援を展開していきます。

② 民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園と地域の小中学校との交流をより一層図る必要があります。

③ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を果たし、加えて養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。

（３）教育・保育施設の再編整備及び適正配置の考え方

本市の教育・保育施設を再編・整備するうえにおいて、次の考え方を基本とします。

① 幼保一体化の推進

就学前の子ども人口が減少している中で、適正な規模の子ども集団を確保していくため、本市がこれまで行ってきた幼保一体化への取り組みを今後も継続します。

就学前の子どもに係る教育・保育施設から小学校への円滑な移行を図る観点から、施設配置の考え方は小学校区に１園以上の配置を基本とします。

私立保育園が幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、当該地区の幼保一体化の施設整備について、認定こども園の運営主体へ委ねていくことも検討します。その際は、認定こども園の運営に際しての職員配置や保育内容、南房総市が目指す質の高い幼児教育・保育の推進、施設運営における本市の関わりなどについて、新たな仕組みづくりや運営手法を構築するための検討も併せて行います。

第4章 事業計画の具体的な取り組み

1. 子どもの人口の見通し

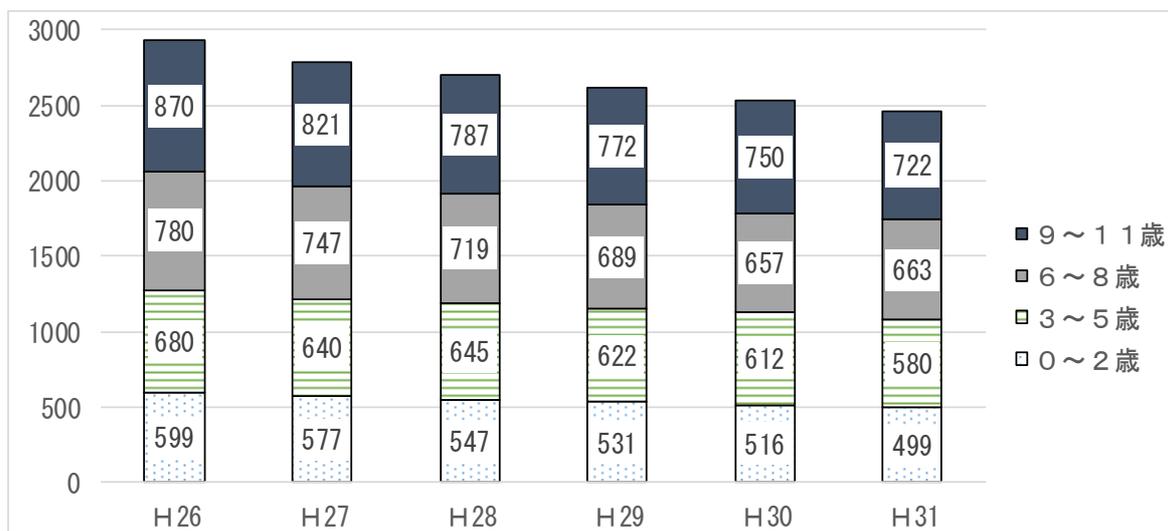
平成26年4月1日現在の住民基本台帳に基づく本市の子ども人口（0～11歳）は2,929人で、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、平成31年には2,464人になり、5年間で465人の減少が見込まれます。

子ども人口の推計

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	181	176	171	166	161	155
1歳	214	189	183	178	173	168
2歳	204	212	193	187	182	176
0～2歳計	599	577	547	531	516	499
3歳	223	201	216	196	190	185
4歳	222	223	204	220	200	194
5歳	235	216	225	206	222	201
3～5歳計	680	640	645	622	612	580
6歳	262	239	217	225	206	223
7歳	252	257	242	220	229	209
8歳	266	251	260	244	222	231
6～8歳計	780	747	719	689	657	663
9歳	279	265	250	259	243	221
10歳	283	273	265	249	258	243
11歳	308	283	272	264	249	258
9～11歳計	870	821	787	772	750	722
合計	2,929	2,785	2,698	2,614	2,535	2,464

資料：平成26年実績・・・住民基本台帳・外国人登録台帳（4月1日）
平成27年～平成31年推計・・・コーホート変化率法により算出



2. 教育・保育提供区域の設定

これまで述べてきたように本計画では幼稚園・保育所（園）や地域子ども・子育て支援事業の現状と課題を明らかにしました。そして、施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」、「在宅での子育て支援の拡充」を戦略的に取り組むこととしています。ここからはこのような課題を受けて、就学前の子どもの教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に関してサービスごとの基盤整備を促すために提供区域の設定をします。

本計画では、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて教育・保育提供区域を設定する必要があります。教育・保育提供区域とは就学前の子どもの教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の供給にあたって目安となる区域のことです。

設定にあたっては、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、小学校区・中学校区・行政区単位等の中から、地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を勘案する必要があります。

自治体は、設定したこの教育・保育提供区域に基づき、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

教育・保育提供区域は、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本市では、子どもの人口を踏まえ市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、市域全体をそのまま教育・保育提供区域として捉え、1区域に設定し、計画期間である平成27年度から31年度における市域全体の需要量（量の見込み）を推計し、この需要に対する供給量とその方法（確保方策）を定めます。

3. 必要見込み量の算定方法について

(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要

就学前の子どもの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関して需要量と現在の供給量から必要見込み量を算出します。

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「必要見込み量」の算出を行うこととされています。

施設・事業		対象年齢	
1	教育・保育	1号認定 教育標準時間認定 3～5歳	
2		2号認定 保育認定①(幼稚園) 3～5歳	
		保育認定② 3～5歳	
3	3号認定 保育認定③ 0～2歳		
4	地域子ども・子育て支援事業の一部	延長保育(時間外保育)事業 0～5歳	
5		放課後児童健全育成事業 1～3年生、4～6年生	
6		子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別) 対象は0～18歳 見込み量は0～5歳	
7		地域子育て支援拠点事業 0～2歳	
8		一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
			0～5歳
9		病児保育事業 対象は0～5歳、1～6年生 見込み量は0～5歳	
10		子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 対象は0～5歳、1～3年生、4～6年生 見込み量は1～3年生、4～6年生	
11		利用者支援事業 0～5歳、1～6年生	

※ 認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。認定区分には1号認定、2号認定、3号認定があります。1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子どもが該当します。2号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)のことです。2号認定のうち、保育認定①は保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人です。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)のことです。

(2) 見込み量の算出方法の概要

就学前の子どもの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

(3) 必要見込み量の概要

平成27年度から平成31年度までの間の各年度の供給量を見積り、供給量と見込み量との差から必要となる量（必要見込み量）を算出しています。必要見込み量は見込み量から供給量を差し引いた値を表記しています。算出された必要見込み量に対して、平成27年度から順次整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である平成31年度にすべての必要見込み量の確保を図ることに努めます。

4. 就学前子どもの学校教育・保育の見込み量及び確保策について

① 教育（幼稚園）【1号認定、2号認定（3歳以上児）】

実績(人)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
469	451	433	443	411

※公立幼稚園就園児童数(4・5歳児)

推計(人)						
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	437	441	425	418	396	
	1号認定	180	182	175	172	163
	2号認定	257	259	250	246	233
①量の見込み【補正後】	395	386	383	379	355	
	1号認定	395	386	383	379	355
	2号認定	0	0	0	0	0
②確保の内容						
特定教育・保育施設 (幼稚園)	1,085	1,005	1,005	1,005	900	
①－②	△ 690	△ 619	△ 622	△ 626	△ 545	

①量の見込みの補正の考え方

実績では、減少傾向にあり、当初の推計でも減少傾向にある。しかしH26年実績とH27年推計の乖離があるため、補正【補正後】欄は、H27年以降の推計人口に過去5年(H22～H26)の平均就園率(89.9%)を乗じて算出。1号・2号の内訳については、本市のこれまでの傾向から2号認定を受けて幼稚園に就園するケースはほとんどないと考えられることから、全数を1号認定で算出

②確保の内容の方向性

H27年以降に、幼稚園から認定こども園へ移行する動向は確定していません。
補正後の見込み量に対し、不足がでることはありません。
預かり保育を実施する園を増設します。

② 保育（保育所（園））【2号認定（3歳以上児）】

実績(人)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
178	152	165	173	189

※各年度3月末現在

H26年度は2月1日現在

推計(人)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	166	167	161	158	150
①量の見込み【補正後】	166	167	161	158	150
②確保の内容					
特定教育・保育施設 (認可保育所)	253	252	252	252	252
①-②	△ 87	△ 85	△ 91	△ 94	△ 102

①量の見込みの補正の考え方

H22～H26の5年間の実績と比較して当初の推計は実態に近いと考えられることから、当初の見込みをそのまま算出

②確保の内容の方向性

H27年以降に、保育所から認定こども園へ移行する動向は確定していません。
補正後の見込み量に対し、不足がでることはありません。

③ 保育（保育所（園））【3号認定（1～2歳児）】

実績(人)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
150	179	190	196	198

※各年度3月末現在

H26年度は2月1日現在

推計(人)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	283	266	258	251	243
①量の見込み【補正後】	201	196	195	193	181
②確保の内容					
特定教育・保育施設 (認可保育所)	230	247	247	247	243
①－②	△ 29	△ 51	△ 52	△ 54	△ 62

①量の見込みの補正の考え方

実績では、増加傾向にあるが、当初の推計では減少傾向にある。また、H26年実績とH27年推計の乖離が大きいため、補正。
【補正後】欄は、H27年以降の推計人口に過去5年(H22～H26)の最高就園率(45.8%)を乗じて算出。

②確保の内容の方向性

H27年以降に、保育所から認定こども園へ移行する動向は確定していません。
1・2歳児の保育ニーズについては、対象人口は減少しているものの、就園率は増加傾向にあります。
補正後の見込み量に対し、不足が生じることはありません。

④ 保育（保育所（園））【3号認定（0歳児）】

実績(人)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
60	64	53	57	72

※各年度3月末現在

H26年度は2月1日現在

推計(人)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	104	101	98	95	92
①量の見込み【補正後】	63	61	59	57	55
②確保の内容	63	64	64	64	64
特定教育・保育施設 (認可保育所)	57	64	64	64	64
認可外保育施設	6	0	0	0	0
①－②	0	△3	△5	△7	△9

①量の見込みの補正の考え方

実績の5年間と当初の推計では乖離が大きいため、補正。
【補正後】欄は、平成26年7月に国より示された0歳児保育の「量の見込み」の算出方法に基づき算出。

②確保の内容の方向性

H27年以降に、保育所から認定こども園へ移行する動向は確定していません。
0歳の保育ニーズについては、対象人口は減少しているものの、就園率は増加傾向にあります。
補正後の見込み量に対し、H27年は認可保育所では6人の不足が見込まれます。
公立幼保一体施設の整備に併せ、定員の見直しを図っていることから、H28年以降の不足は解消される見込みです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保策について

(1) 延長保育（時間外保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間である11時間を超えた開所時間で保育を実施する事業です。本市では民間の保育園4園が11時間以上の保育を実施しています。

実績(人)	推計(人)					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
32	量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	181	177	171	168	160
	①量の見込み【補正後】	181	177	171	168	160
	②確保の内容(箇所数)	4	4	4	4	4

※平成26年度は10月1日現在

①量の見込みの補正の考え方

当初の見込みをそのまま算出

②確保の内容の方向性

今後5年間で、受け入れ施設の拡充に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【学童保育（低学年）】

実績(上段:人 下段:箇所数)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
138	93	155	223	226
8	8	8	8	8

推計(人)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	152	147	140	134	135
①量の見込み【補正後】	235	226	216	206	208

①量の見込みの補正の考え方

実績と推計の乖離が大きいため補正。

【補正後】欄は、H26年の利用率(31.4%)を推計人口に乗じて算出。

【学童保育（高学年）】

実績(上段:人 下段:箇所数)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
13	15	12	28	39
3	3	3	3	3

推計(人)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	542	520	510	495	477
①量の見込み【補正後】	99	95	93	91	87

①量の見込みの補正の考え方

アンケート調査では、就学前5歳児を対象としており、ニーズは存在すると考えられるが、実際に就学後、高学年になった時に利用するかは不明確である。現在、本市では全域で高学年の学童保育を実施しておらず、本市の状況だけでは当初推計における量の見込みが適正かどうか判断が難しい。国が全国の量の見込みに関する調査を実施しており、当該調査結果をもとに、高学年の利用率を12.1%として量の見込みを補正する。

【学童保育（全体）】

実績(上段:人 下段:箇所数)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
151	108	167	251	265
8	8	8	8	8

推計(人)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	694	667	650	629	612
①量の見込み【補正後】	334	321	310	297	296
②確保の内容	320	280	320	320	300
箇所数	8	7	8	8	7
①-②	14	41	△10	△23	△4

②確保の内容の方向性

優先度の高い低学年及び高学年のうち4年生の受入れ体制を確保します。また、その他の5・6年生の利用希望に対しては、場所の確保や安心して過ごせる運営体制が必要であることから、小学校の余裕教室の活用や施設整備を図るとともに、放課後学習教室等との連携を図り、放課後の居場所づくりを進めます。学童保育未設置の小学校に対して設置の促進を図ります。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において子どもを預かる事業です。

実績(人/日)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度

推計(人/日)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	0	0	0	0	0
①量の見込み【補正後】	0	0	0	0	0
②確保の内容					
①－②	0	0	0	0	0

本市では事業を実施しておらず、アンケート調査においても利用希望はありませんでした。

事業を実施するための当該施設がないため、今後のニーズを見据えながら事業の実施体制の整備について検討します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

就学前の子どもとその保護者を対象に、地域子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行う事業です。

実績(人/日)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
4,767	5,112	4,888	5,790	6,201

※H26年は見込み

推計(人/日)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	540	512	497	483	467
①量の見込み【補正後】	6,641	7,112	7,616	8,156	8,735
②確保の内容 (開設箇所数)	2か所	3か所	3か所	3か所	4か所

①量の見込みの補正の考え方

実績と推計の乖離が大きいため補正。

【補正後】欄は、過去4年(H22～H25)の平均増加率(7.1%)を前年の数に乗じて算出。

②確保の内容の方向性

国の手引きでは、開設箇所数を記載することとされています。

国の「子ども・子育てビジョン」においても、中学校区に1か所の設置を目標として掲げ、重点的に取組を推進することとされており、本市においては、教育・保育施設への併設を基本として量の確保に取り組みます。なお、整備箇所数については、中学校区に1箇所の整備をめざして取り組むものとします。

事業の実施体制としては、子育て支援センターを中心とした、「出張ひろば」による事業展開を含めて検討します。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に幼稚園、保育所等の場所において、一時的に預かる事業です。

従来は幼稚園が実施する預かり保育と一時預かりとは全く別の事業体系となっていました。新制度ではこの2つを合わせた総称が一時預かり事業となり、その中に幼稚園型と一般型として新たに位置づけられます。幼稚園型とは幼稚園の在園児を対象とした預かり保育のことです。一方、一般型では不定期で就労している親や在宅で保育を行っている場合を対象としています。

ア) 幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

実績(上段:人/日・下段:箇所数)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
		48,480	52,800	55,920
1	1	4	4	4

H26年度は見込み

推計(人/日)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	67,766	68,295	65,861	64,801	61,413
1号認定	1,713	1,726	1,665	1,638	1,552
2号認定	66,053	66,569	64,196	63,163	59,861
①量の見込み【補正後】	70,910	69,295	68,756	68,038	63,730
1号認定	70,910	69,295	68,756	68,038	63,730
2号認定	0	0	0	0	0
②確保の内容	70,910	69,295	68,756	68,038	63,730
箇所数	4	5	6	6	6
①-②	0	0	0	0	0

①量の見込みの補正の考え方

実績と推計の乖離があるため補正。

【補正後】欄は、H26年の利用率(74.8%)を各年の幼稚園利用見込者数に乗じて算出。

②確保の内容の方向性

各幼稚園における利用定員は概ね35人と設定されているものの、利用希望数に応じて受入体制を整えているため、補正後の見込み数と同数を確保の内容とします。

預かり保育を実施する園の増設を図ります。

イ) 一般型

従来の一時預かり事業では実際の利用者数は増加傾向にあります。見込み量としては現在の供給量を上回る推計結果となっています。アンケート結果等から見込み量と実績の乖離を分析すると利用のしにくさが見受けられます。

一時預かりの利用しにくさとしては、利用目的が就労・リフレッシュ・通院など多岐にわたるものの対応する事業形態がないことや、当事者の事前の申し込みの手間や、緊急時の体制確保の難しさ等が課題となっています。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が考えられます。

このような状況を踏まえて、就労目的・リフレッシュや通院など目的に応じた利用促進が図られるよう検討します。

また、利用手続きの簡素化についても検討します。

・利用時の手続きの簡素化について

初回に利用する際の事前登録は、質の担保や体制確保の観点から子どもの状態を把握するために必要不可欠と考えます。しかしながら2回目以降は直接来所する方法だけでなく、電話・メール・ファックス等による手続きの簡素化によって利用を促進します。

・利用に関する情報提供の充実

事前登録の方法や利用申込書の様式、当日の持参物等の利用手続きに必要な情報について、これまで以上に詳細な内容を市子育てポータルサイトや広報紙等によって発信していきます。

実績(人/日)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
248	117	197	197	95

※H26は見込

推計(人/日)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	8,776	8,547	8,272	8,083	7,581
①量の見込み【補正後】	1,675	1,592	1,544	1,501	1,398
②確保の内容	190	780	780	780	1,560
①-②	1,485	812	764	721	△ 162

①量の見込みの補正の考え方

実績と推計の乖離が大きいため補正。
アンケート調査では、全ての家庭を対象として、複数回答形式で広く一時預かりの利用希望を聞いたため、実態を反映していない結果となったと考えられる。
【補正後】欄は、推計にあたり、「対象となる潜在家庭類型」について「全ての家庭類型」に変えて、実際の利用の大数を占めると想定される専業主婦(主夫)家庭や短時間パート家庭等を対象として算出。

②確保の内容の方向性

大幅な量の拡充が求められている事業である。
現状は千倉保育所を除く市内認可保育所9園で余裕活用型により、保育士定数や入所可能な範囲内(空き定員、空きスペース)にて受入れを行っている。このため、利用希望の多くに応えられていない状況である。
ニーズは現行の認可保育所の余裕活用型では確保ができないと考えられる。そのため、公立幼保一体施設の整備と併せ、施設内に専用室を整備するとともに専任の保育士を確保し、量を確保することとする。
職員の確保については、保育の適切な実施体制を確保するために、保育士による対応とともに※子育て支援員(仮称)の導入による体制を検討する。

※「子育て支援員（仮称）」制度とは、子ども・子育て支援新制度において、幼稚園・保育所だけでなく地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、支援の担い手となっていただけけるよう、必要な研修を提供し人材を養成することを目的としたものです。省令等において各種事業に配置されることとなっている職員に対して研修を提供し、当該職員の質の向上を目的としています。

（6）病児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

実績(人/日)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
224	212	166	198	197

※H26年実績は見込

推計(人/日)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)	1,616	1,583	1,531	1,498	1,433
①量の見込み【補正後】	224	224	224	224	224
②確保の内容	224	224	224	224	224
①－②	0	0	0	0	0

①量の見込みの補正の考え方

実績と推計の乖離が大きいため、補正。

アンケート調査では、複数回答形式で広く病児保育の利用の希望を聞いたため、実態を反映していない結果となったと考えられる。

【補正後】欄は、過去4年(H22～H25)の最高値を各年の見込み量として算出。

②確保の内容の方向性

過去4年間の受け入れ実績で、量の見込みを算出しているため、確保は可能であると思われる。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

実績(人/日)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
				12

※1) H26年6月に事業を開始した。

※2) H26年実績は見込み

推計(人/日)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み【当初】 (国の手引きで算出)					
①量の見込み【補正後】	4,153	4,023	3,897	3,780	3,673
②確保の内容	2,000	2,500	3,000	3,500	3,500
①－②	2,153	1,523	897	280	173

【会員数(平成27年2月1日現在)】

提供会員	依頼会員	両方会員
16人	16人	4人

①量の見込みの補正の考え方

アンケート調査の時点では、本事業は実施しておらず、国の手引きに基づく算出はできませんでした。

【補正後】欄は、事業が実施された場合に、どの程度の利用希望があるかの設問を設けており、この回答に基づき算出しました。

②確保の内容の方向性

平成26年6月からスタートした事業であるため、引き続き市民への事業の周知徹底が必要である。

支援体制の充実を図るため、平成27年度以降も事業説明会や提供会員の講習会を継続して実施し、提供会員を増やしていく必要がある。

(8) 利用者支援事業

子どもやその保護者、又は妊娠している人などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

実績(箇所数)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度

推計(箇所数)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (国の手引きで算出)					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
①-②	0	0	0	0	0

①量の見込み

1箇所を見込む。

②確保の内容の方向性

教育委員会子ども教育課内に設置する。
 保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う。
 将来的には、子どもが集まる場所に専任の相談員を配置し、子どもを遊ばせながら気軽に相談が受けられる環境の整備が必要であり、設置箇所数の増設について検討を行う。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行います。

実績(人)				
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
153	193	215	209	220

※H26年実績は見込

推計(人)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (国の手引きで算出)					
①量の見込み	176	171	166	161	155
②確保の内容	実施機関 南房総市健康支援課 実施体制 市職員(保健師)・主任児童委員・保健推進委員				

①量の見込み

アンケート調査によらずに推計することとなっている。
各年推計人口(0歳児人口)を量の見込みとして算出する。

②確保の内容の方向性

乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聴くとともに、母子の心身の状況及び養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行うことで、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう必要な支援を行う。

(10) 妊婦健診

妊婦が妊娠期間中に必要な医学的検査が受けられるよう、14回分の健診費用を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援を行う事業

推計(人)					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (国の手引きで算出)					
①量の見込み	171人 健診回数 2,394回	166人 健診回数 2,324回	161人 健診回数 2,254回	155人 健診回数 2,170回	155人 健診回数 2,170回
②確保の内容	実施場所 全国医療機関 実施時期 通年実施 実施体制 医療機関との委託契約 検査項目 国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

①量の見込み

アンケート調査によらずに推計することとなっている。
 各年推計人口から翌年の0歳児人口を妊婦の人数として見込み、これに健診回数14回を乗じて算出する。

②確保の内容の方向性

・妊婦やその家族が安心して妊娠、出産ができるよう支援を行う。

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が負担する日用品、文具等、その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等に対して助成する事業で、新制度において新たに位置づけられる事業です。

○確保方策の方向性

本市では各種の利用者負担の軽減措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、今後、新たな制度を運用する中で国の動向も踏まえ検討することとします。

(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で、新制度において新たに位置づけられる事業です。

○確保方策の方向性

今後の事業者の参入動向を踏まえながら、参画を促す事業のあり方を検討することとします。

6. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営を推進します。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼稚園、保育所（園）においてこれまで蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。また、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。なかでも幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て関連3法による新制度の基で「学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ単一の施設」となり、許可、指導監督、財政措置の一本化が図られ、これまでの認定こども園よりも導入しやすくなっています。

本市が進めている幼保一体化の取り組みは、実質「認定こども園」の機能を兼ね備えたものですが、このような制度改正の内容を踏まえ、また市民のニーズにも応える形で幼保連携型認定こども園の普及に取り組みます。既存の私立保育園からの移行や新たな設置については、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて検討します。

(2) 質の高い教育・保育の役割とその推進方策

- 私立保育園に対しては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、新制度への移行を支援していきます。
- 公立施設と民間施設で連携を図り、教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有などを図って、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。
- 支援を必要とする子どもに対しては、南房総市障害者福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育を提供できるよう努めていきます。

(3) 地域の子育て支援の役割とその推進方策

- 全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図りながら、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障します。
- それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、地域子ども・子育て支援事業を实

施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。

- 子育ての負担や不安、孤立感を緩和するため、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。
- 地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、放課後児童健全育成事業（学童保育）の供給量の拡大に向けて、子育て支援員（仮称）の導入による体制の確保を検討していきます。

（４）幼稚園及び保育所（園）と小学校との連携の推進方策

子ども同士の交流活動、教職員の交流、保育・教育課程の編成、指導方法の工夫などを通して継続性のある学校・園の教育活動の実施による小学校区の保幼小の連携を図ります。

7. その他に重点を置く施策について

ここからは第3章の「2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について」の中に示した問題に対して、教育・保育の個別の事業だけでは対応方策を描ききれない、網羅的な重要施策について、その内容をまとめて表記することとします。また国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中で市町村計画の任意事項とされている視点についても併せて掲載しています。

(1) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実

本市では子育て中の親子が集える場所（幼稚園・保育所（園）の園庭開放等）の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施などを通じて地域の子育て支援を拡充してきましたが、社会情勢の変化の中で、子育て家庭の孤立化・負担感が高まり、中でも未就園児の家庭など在宅で子育てをしている場合には少子化・核家族化などの影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が見受けられます。このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消を含めて、親の子育て力を支えるために、子育て家庭が子どもの成長を喜び、安心してその楽しさを実感できるような支援が必要です。

① 身近な場所での情報提供・相談機能の充実

子育て家庭に身近に必要な情報を適切に提供するために、市広報紙や市ウェブサイト、子育て情報のパンフレット等による情報提供の継続を行うとともに、市子育てポータルサイトの構築等により情報提供の充実を図ります。また、数ある情報の中で子育て家庭が必要な情報を必要な時に見つけやすくなるような仕組みづくりを検討します。

相談に関しては随時、教育委員会、福祉事務所、子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園等で子育て等に関する相談を受ける一方で、更なる相談の場や機会の充実を図ります。

(2) 児童虐待防止対策の充実

南房総市要保護児童対策地域協議会などを活用し子育てに困難を抱える家庭の早期発見や、子どもの虐待の発生を未然に防ぐとともに、集団支援や保育所（園）入所などによる早期対応に努めます。また虐待を防止、発見、対応していくためには保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、子どもを守るネットワークの充実に努めます。

① 発生予防、早期発見、早期支援等の充実

虐待の発生の予防では、母子健康手帳の交付から、産後の育児支援を見据えて、妊娠期における不安や妊婦の健康相談を保健師等が担っています。出産後は「新生児訪問」「乳児家庭全戸訪問事業」「乳幼児健康診査」などから子育ての困難な家庭を早期に把握し、子育て支援センター等の利用につなげるようにします。また、乳幼児健康診査後の保健師によるフォローとしての家庭訪問事業や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。

② 子どもを守るネットワークの充実

子どもを守るネットワーク機能の強化については、要保護児童対策地域協議会を中心として保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関が日頃から緊密な連携を図るとともに、民生委員・児童委員の協力をはじめとする地域の協力を求めています。

児童虐待の発見から対応までを迅速かつ組織的に行うための体制づくりと、各相談担当職員の専門性の向上を実施します。

(3) 障害児施策等の充実

障害児支援において、日常生活での発達状況の気づき、あるいは障害が「気になる」時点での相談支援の場の確保が重要です。本市では引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携の中で、早期発見・療育・生活支援の一貫した支援体制の充実を図ります。

① 早期発見・対応の推進

障害の原因となる疾病及び障害の早期発見に向けて、引き続き乳幼児健診、各種機関への相談、保育所（園）・幼稚園・学校等における気づきや把握に努めます。本市ではこのような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めます。

また、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、1歳6か月児健診後、関係機関の連携のもとで、子育て支援センターの「発育・発達支援事業」の利用につなげる等で早期支援を推進していきます。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童発達支援・放課後等デイサービス事業を展開していきます。

② 地域における障害児の子育て支援の推進

保育所（園）・幼稚園では発達に支援が必要な乳幼児の円滑な入所に努めます。また地域の子育て支援の拠点である子育て支援センター等でも障害の「気になる」時点での早期対応を推進します。

特別な支援が必要な乳幼児への対応については専門的な知識や配慮が求めら

れることから、保育上の指導、助言を行う保育所・幼稚園に対する巡回指導や巡回相談事業による保護者に対するフォロー、保育担当者等、関係機関の職員を対象とした研修などを充実していきます。

③ 特別支援教育の推進

障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶインクルーシブ教育を推進しながら、発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校・園における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上等により、特別支援教育のさらなる充実に努めます。教育上必要な支援について本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が適切な連携と協力のもとで推進することが求められています。

④ 生活支援に関する障害福祉計画との連携

障害児の支援に関しては、教育、保育、障害福祉の関係機関が連携を図りながら、障害者総合支援法に基づく南房総市障害福祉計画を踏まえて、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭等が増加傾向にあります。子どもの養育にあたってひとり親家庭の保護者の多くが仕事と子育ての両方を担っており、そのために仕事、住居、子育ての面で精神的にも肉体的にも様々な困難に直面している場合があります。

本市では、ひとり親家庭等の自立支援については、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の定めるところにより、就業の支援、子育てや生活面の支援、養育費確保の促進、経済的な支援、相談機能や情報提供の充実などを柱として総合的な自立支援を推進します。

(5) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が産前・産後休業及び育児休業明けに、希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して様々な機関、機会を通じて相談・情報提供するとともに、特に低年齢児への対応に配慮しながら計画的に教育・保育施設の整備に努めます。

育児休業期間満了時（原則1歳到達時、3歳での適用も考慮）から特定教育・

保育施設等の利用を希望する場合、いつでも受け入れる体制を強化するとともに、質の高い保育の提供を推進します。また、子ども・子育て支援新制度のもとで入所者の新たな選考基準を確実に運用し、必要な時期に必要な教育・保育を受けられる体制づくりに努めます。

(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。これは、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させるために実施されたものです。

子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、仕事と家庭の両立が可能で、各々の生活に応じた多様な働き方ができる社会の実現が求められています。仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め市民が積極的に取り組むこと、国や市が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本市では育児休業、介護休業または子の看護休暇の取得促進や子育てがしやすい就労環境の改善について事業主などへの啓発を推進するとともに、男女共同参画の視点から多様な働き方に配慮した、仕事と子育ての両立のための子育て支援を展開します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制の整備

(1) 市内の推進体制

本計画の推進にあたって質の高い就学前の子どもの保育・学校教育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な支援施策の実行を含め市内組織の横断的かつ密接な連携を図ります。

(2) 関係機関等との連携

質の高い就学前の子どもの保育・学校教育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けて、計画的な基盤整備が必要です。そのためには行政だけでなく教育・保育施設の実施主体等とも相互に連携し、協働しながら取り組みを進めていきます。また、本計画の推進にあたって地域の中核的な役割を担う幼稚園、保育所（園）及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体等の相互連携が不可欠であり、良好な関係性が構築できるように支援に努めます。

2. 計画の進捗状況の点検・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）による進捗管理を行い、その結果については、市ホームページ等を通じて公表していきます。